

## 新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則

新城市排水設備等資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則（平成17年新城市規則第180号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公共下水道又は農業集落排水施設に接続して汚水を処理するために設ける排水管その他の排水設備（排水渠きよを除く。以下「排水設備」という。）の工事に必要な資金（以下「工事資金」という。）の融資のあっせん及び利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

（融資のあっせんの対象者）

第2条 工事資金の融資のあっせんを受けることができる者は、公共下水道又は農業集落排水施設の処理区域内に所在する建築物の所有者、使用者又は占有者（建築物の使用者又は占有者である場合は、排水設備の工事を行うことについて当該建築物の所有者の同意を得ているものに限る。）であって、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市税及び水道料金を滞納していないこと。
- (2) 公共下水道事業又は農業集落排水事業の受益者である場合は、その事業に係る負担金又は分担金を滞納していないこと。
- (3) 公共下水道又は農業集落排水施設の使用人である場合は、その使用料を滞納していないこと。
- (4) 自己資金のみでは工事資金を一時に負担することが困難であること。
- (5) 融資を受けた工事資金の償還能力があること。
- (6) 独立の生計を営み資力を有する連帯保証人を有すること、又は融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の指定する保証会社の保証が得られること。

（融資のあっせんの対象工事）

第3条 工事資金の融資のあっせんは、前条に規定する建築物の所有者、使用者又は占有者が行う工事であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための排水設備の工事
- (2) 浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備の工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道又は農業集落排水施設に接続して汚水

を処理するために必要な排水設備の工事

(融資のあっせん額)

第4条 工事資金の融資のあっせん額は、工事1件につき600,000円以内で10,000円を単位として市長が定める額とする。ただし、当該工事により設ける水洗便所の数が1基を超える場合においては、その超える数に応じて1基につき100,000円以内の額を本文に規定する額に加算した額とする。

(融資のあっせんの条件)

第5条 工事資金の融資のあっせんの条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資の利率は市長が取扱金融機関と協議して定める率とし、償還に係る遅延利息の率は取扱金融機関が定める率とする。
- (2) 償還の方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して60月以内の元利均等月賦償還により行うものとする。ただし、繰上償還を行うことができる。
- (3) 取扱金融機関は、市が指定する金融機関とする。

(融資のあっせんの申請)

第6条 工事資金の融資のあっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、排水設備工事資金融資あっせん申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し・市税の納税証明書及び所得証明書
- (2) 連帯保証人の住民票の写し・市税の納税証明書及び所得証明書及び所得証明書(連帯保証人を立てる場合に限る。)
- (3) 建築物の所有者の同意書(申請者が当該建築物の使用人又は占有者である場合に限る。)
- (4) 工事費の見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、新城市下水道条例(平成17年新城市条例第226号)第6条第1項の規定による排水設備等の計画の確認の申請又は新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第230号)第6条第1項の規定による排水設備の計画の確認の申請と併せて行わなければならない。

(融資のあっせんの協議)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、排水設備工事資金

融資あっせん協議書（様式第2）により取扱金融機関に工事資金の融資のあっせんの可否を協議するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による協議の結果を協議結果回答書（様式第3）により市長に回答するものとする。

（融資のあっせんの決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定による回答を受けて工事資金の融資のあっせんの適否を決定し、排水設備工事資金融資あっせん決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（工事費精算書の提出）

第9条 工事資金の融資のあっせんをする旨の決定を受けた者（以下「融資あっせん決定者」という。）は、排水設備の工事が完了したときは、当該工事の工事費の精算書を市長に提出しなければならない。

2 前項の精算書の提出は、新城市下水道条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事の完了の届出又は新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定による工事の完了の届出と併せて行わなければならない。

（融資のあっせん額の決定等）

第10条 市長は、前条第2項の規定による完了の届出のあった排水設備の工事が新城市下水道条例第7条第1項又は新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定による検査を終了したときは、工事資金の融資のあっせん額を決定し、排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書（様式第5）により融資あっせん決定者に通知するとともに、排水設備工事資金融資依頼書（様式第6）により取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

（融資の手続）

第11条 前条の規定により工事資金の融資のあっせん額の決定を受けた融資あっせん決定者は、次に掲げる書類を取扱金融機関に提出し、工事資金の融資を受けるものとする。

- (1) 取扱金融機関が指定する工事資金の借入に係る申込書
- (2) 排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書（様式第5）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、取扱金融機関が必要と認める書類

（融資状況の報告）

第12条 取扱金融機関は、融資あっせん決定者に工事資金を融資したときは、排水設備工事資金融資状況報告書（様式第7）により融資の状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、取扱金融機関に対し、前項の報告書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（償還終了の報告）

第13条 取扱金融機関は、第11条の規定により工事資金の融資を受けた融資あっせん決定者（以下「借入者」という。）が融資した工事資金の償還を終了したときは、融資金償還終了報告書（様式第8）によりその旨を市長に報告するものとする。

（交付の申請）

第14条 借入者は、融資を受けた工事資金の償還を終了したときは、当該償還を終了した日から90日以内に排水設備工事資金利子補給金交付申請書（様式第9）に市税の納税証明書を添えて、融資に係る利子相当額（償還に係る遅延利息相当額を除く。）の利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を市長に申請するものとする。

（交付の決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行うとともに、必要に応じて実地調査等を行い、適当と認めるときは、利子補給金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、排水設備工事資金利子補給金交付決定通知書（様式第10）により利子補給金の交付を申請した借入者に通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 前条第2項の規定による通知を受けた借入者は、排水設備工事資金利子補給金交付請求書（様式第11）により市長に利子補給金の交付を請求しなければならない。

（融資あっせんの取消し）

第17条 市長は、融資あっせん決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、工事資金の融資のあっせんの決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くことになったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により工事資金の融資を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により工事資金の融資のあっせんの決定を取り消したときは、排水設備工事資金融資あっせん取消通知書（様式第12）により融資あっせん決定者に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第18条 融資あっせん決定者（その者が死亡したときは、その相続人）は、第6条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資のあっせんの決定を受ける者について適用し、施行日前に融資のあっせんの決定を受けた者については、なお従前の例による。

様式第1（第6条関係）

排水設備工事資金融資あっせん申請書

年 月 日

新城市長

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

工事資金の融資あっせんを受けたいので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、融資のあっせん及び利子補給に関する必要な情報について、市長が金融機関から報告を受けることについて承諾します。

また、融資のあっせんの決定に際して市長が私の市税、水道料金並びに公共下水道事業並びに農業集落排水事業に係る負担金、分担金及び使用料の納付状況について調査することに同意します。

融資あっせん希望額	円		
融資希望金融機関			
申請者の職業及び勤務先			
連帯保証人の有無	<input type="checkbox"/> 有	住所	
		氏名	⑩
		電話番号	
		職業及び勤務先	
	<input type="checkbox"/> 無	保証会社と契約する。	
施工場所	新城市		
工事費見積額	円		
工事の施工業者 (指定工事店)	所在地		
	名称		
	代表者氏名		
工事期間	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
特記事項			

様式第2（第7条関係）

排水設備工事資金融資あっせん協議書

年 月 日

様

新城市長



年 月 日付けで次のとおり工事資金の融資のあっせんの申請がありましたので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第7条第1項の規定により、融資のあっせんの可否について協議します。

融資あっせん 申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	職業及び勤務先	
連帯保証人	住所	
	氏名	
	電話番号	
	職業及び勤務先	
	<input type="checkbox"/> 保証会社と契約する。	
融資あっせん 希望額	円	
特記事項		

様式第3（第7条関係）

協議結果回答書

年 月 日

新城市長

金融機関 所在地

名称

代表者氏名

㊞

電話番号

年 月 日付けで協議のありました排水設備の工事資金の融資のあっせんの可否について、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり回答します。

融資あっせん申請者	住所	
	氏名	
協議の結果		
特記事項		



様式第4（第8条関係）

排水設備工事資金融資あっせん決定通知書

年 月 日

様

新城市長



年 月 日付けで申請のありました工事資金の融資のあっせんについて、次のとおり決定しましたので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第8条の規定により通知します。

決定区分	
決定理由	
融資あっせん番号	
融資あっせん額	
取扱金融機関	
特記事項	

様式第5（第10条関係）

排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書

年 月 日

様

新城市長



年 月 日付けで決定しました工事資金の融資のあっせんについて、次のとおり融資のあっせん額を決定しましたので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第10条の規定により通知します。

融資あっせん番号	
融資あっせん額	円
取扱金融機関	
特記事項	

様式第6（第10条関係）

排水設備工事資金融資依頼書

年 月 日

様

新城市長



新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第10条の規定により、次のとおり工事資金の融資を依頼します。

融資あっせん決定者	住所	
	氏名	
融資あっせん番号		
融資あっせん額	円	
工事完了検査日	年 月 日	
特記事項		

様式第7（第12条関係）

排水設備工事資金融資状況報告書

年 月 日

新城市長

金融機関 所在地  
名称  
代表者氏名 ④  
電話番号

次のとおり工事資金の融資を行ったので、新城市排水設備工事資金の融資あつせん及び利子補給に関する規則第12条第1項の規定により報告します。

融資あつせん番号	
借入者氏名	
融資金額	円
融資年月日	年 月 日

様式第8（第13条関係）

融資金償還終了報告書

年 月 日

新城市長

金融機関 所在地

名称

代表者氏名

④

電話番号

次のとおり借入者が融資金の償還を終了したので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第13条の規定により報告します。

融資あっせん番号	
借入者氏名	
融資金額	円
融資年月日	年 月 日

様式第9（第14条関係）

排水設備工事資金利子補給金交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者 住所

氏名

㊞

電話番号

利子補給金の交付を受けたいので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第14条の規定により申請します。

なお、利子補給金の交付の決定に際して、第17条第1項に規定する融資あっせんの取消事由の現況を確認するため市長が私の市税、水道料金並びに公共下水道事業並びに農業集落排水事業に係る負担金、分担金及び使用料の納付状況について調査することに同意します。

融資あっせん番号	
交付申請金額	
特記事項	

添付書類 市税の納税証明書

様式第10（第15条関係）

排水設備工事資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日

様

新城市長



年 月 日付けで請求のありました利子補給金の交付について、次のとおり決定しましたので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第15条第2項の規定により通知します。

融資あっせん番号	
交付額	円
特記事項	

様式第 1 1 (第 1 6 条関係)

排水設備工事資金利子補給金交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者 住所

氏名

印

電話番号

利子補給金の交付を受けたいので、新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第 1 6 条の規定により、次のとおり請求します。

融資あっせん番号			
交付請求金額	円		
振込先	金融機関名		
	口座名義人	ふりがな 氏名	
		住所	
	種目		
	口座番号		
特記事項			



様式第 1 2 (第 1 7 条関係)

排水設備工事資金融資あっせん取消通知書

年 月 日

様

新城市長



新城市排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則第 1 7 条第 1 項の規定により工事資金の融資のあっせんの決定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

融資あっせん番号	
融資あっせん額	
取消しの理由	